

(訪問介護相当サービス、訪問型サービス A)

株式会社 栄光サービスセンター

重要事項説明書

当事業所は、ご利用者様に対して訪問介護相当サービスを提供します。
事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次のとおり説明します。

1 事業者の概要

事業者名称	株式会社 栄光サービスセンター
代表者氏名	代表取締役 大槻 真由美
所在地 (電話・FAX 番号) (ホームページ)	京都府福知山市字内記 48 番地の 7 電話：0773-22-1272 FAX：45-3433 http://eikou-service.com/
法人設立年月日	平成 11 (1999) 年 9 月 28 日



2 ご利用事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	株式会社 栄光サービスセンター
事業所所在地	京都府福知山市字内記 48 番地の 7
連絡先 管理者名	電話：0773-22-1272 FAX：45-3433 管理者氏名：大槻 真由美
事業所の通常の 事業の実施地域	福知山市 (旧福知山市)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態になることの予防、要支援状態の維持又は改善、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (祝祭日を含む) (12月 29 日～1月 3 日を除く)
営業時間	午前 9:00～午後 6:00 (24 時間電話等で連絡をお受けいたします)

(4) サービス提供時間

サービス提供日	365日
サービス提供時間	午前9:00～午後6:00（ご希望に応じ24時間対応いたします）

(5) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	従業員の指導監督、業務管理を行います。	常勤 1名
サービス提供責任者	計画作成、技術指導、訪問介護を行います。	常勤 4名
訪問介護員	訪問介護の提供を行います。	常勤 5名 非常勤 13名
事務職員	必要な事務を行います。	常勤 2名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事等、日常生活上の支援を行うサービスです。具体的にはサービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な支援を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の支援を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

利用者負担金は、原則として負担割合証に応じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

◆基本部分◆ ※訪問型独自サービス 身体介護及び生活援助

訪問型独自サービスⅠ 週1回程度の利用が必要な場合				
	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
通常の場合 (月毎の定額制)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
日割	390円	39円	78円	117円
訪問型独自サービスⅡ 週2回程度の利用が必要な場合				
	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
通常の場合 (月毎の定額制)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
日割	770円	77円	154円	231円

訪問型独自サービスⅢ 週3回程度の利用が必要な場合				
	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
通常の場合 (月毎の定額制)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円
日割	1,230円	123円	246円	369円

◆加算部分◆ ※訪問型独自サービス 身体介護及び生活援助

加算の種類と 算定回数等	加算の要件	加算額			
		利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
初回加算 (初回のみ)	新規の利用者へサービスを提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上 連携加算Ⅰ (1月につき)	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービスを提供した場合	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上 連携加算Ⅱ (1月につき)		2,000円	200円	400円	600円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ※ (1月につき)	介護職員等の処遇を改善する取り組みを行うための算定要件を満たす場合	基本料と各種加算合計の24.5%	左記の1割	左記の2割	左記の3割

(注) ※印の加算は、区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

◆基本部分◆ ※訪問型サービスA(緩和型) 生活援助

訪問型サービスA(緩和型)Ⅰ 週1回程度の利用が必要な場合				
	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
通常の場合 (月毎の定額制)	11,640円	1,164円	2,328円	3,492円
日割	380円	38円	76円	114円

訪問型サービスA(緩和型)Ⅱ 週2回程度の利用が必要な場合				
	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
通常の場合 (月毎の定額制)	23,260円	2,326円	4,652円	6,978円
日割	770円	77円	154円	231円

訪問型サービスA(緩和型)Ⅲ 週3回程度の利用が必要な場合				
	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
通常の場合 (月毎の定額制)	36,900円	3,690円	7,380円	11,070円

日割	1,210 円	121 円	242 円	363 円
----	---------	-------	-------	-------

◆加算部分◆ ※訪問型サービス A (緩和型) 生活援助

加算の種類と算定回数等	加算の要件	加算額			
		利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
初回加算 (初回のみ)	新規の利用者へサービスを提供した場合	1,600 円	160 円	320 円	480 円

4 その他の費用について

① 交通費	<p>通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。 なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。 通常の事業の実施地域を超えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片道概ね 5 キロメートル未満 500 円 ・片道概ね 5 キロメートル以上については、概ね 1 キロメートル単位で 100 円を加算
② キャンセル料	<p>サービスの利用を中止される場合は、キャンセル料をいただきます。 ・1 回につき 1,000 円 (前日の 18 時以降にご連絡の場合) ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料は請求いたしません。</p>
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
④ 外出介助における公共交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。

5 利用料等の請求及び支払方法について

毎月 10 日までに先月分の請求をいたしますので、請求月の 20 日 (休業日の場合は直前の営業日) までに、現金又は下記のいずれかの方法でお支払いください。お支払いの確認後、領収書を発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・京都銀行 福知山支店 (普) 3 8 2 5 6 1 5 ・京都北都信用金庫 福知山中央支店 (普) 1 0 0 8 5 7 2 ・ゆうちょ銀行 (記号) 1 4 4 2 0 (番号) 3 0 3 8 1 6 9 1 口座名義人 (株式会社栄光サービスセンター 代表取締役 大槻真由美)
口座引き落とし	<ul style="list-style-type: none"> ・京都北都信用金庫 ・ゆうちょ銀行

6 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って介護保険被保険者証を提示してください。また、介護保険被保険者証に記載された内容 (被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間) 及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センター (又は介護支援専門員) へお知らせください。

7 身体的拘束等及び高齢者虐待防止

- (1) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行

動を制限する行為を行いません。

- (2) 利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上のため研修等を実施し、利用者の権利擁護に取り組める環境を整備しています。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。

8 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

かかりつけの病院	(フリガナ)
	(病院名)
	(所在地)
	(主治医)
	(電話番号)
緊急連絡先 (家族等)	(フリガナ)
	(氏名)
	(続柄)
	(住所)
	(電話番号)
	(携帯番号)

9 事故発生時の対応方法について

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び福知山市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 サービス提供の責任者

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら何なりとお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
訪問事業責任者の氏名	

11 サービス提供に関する相談、苦情申立の窓口

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談や苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置しています。第三者の窓口には公正を図るため事業所外の専門家を設置しています。

(事業者の窓口) 事業所における苦情の受付	相談担当者 大槻 真由美 解決責任者 大槻 真由美 電話番号 0773-22-1272 FAX番号 0773-45-3433 受付時間 午前9:00～午後6:00（定休日除く）
(市町村の窓口) 福知山市福祉保健部高齢者福祉課	所在地 福知山市字内記13番地の1 電話番号 0773-24-7013

	受付時間 午前9：00～午後5：00（平日）
（公的団体の窓口） 京都府国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 電話番号 075-354-9011 受付時間 午前9：00～午後5：00（平日）
（第三者の窓口） 一般社団法人 愛生会介護老人保健施設 おおやけの里 管理部次長 京都市認知症介護指導者 京都福祉専門学校講師 介護労働安定センター京都支部 人材養成コンサルタント	相談担当者 辻 智典 所在地 京都市山科区大宅向山 10-5 名称 一般社団法人愛生会介護老人保健施設 おおやけの里 電話番号 075-575-4111 受付時間 午前9：00～午後5：00（平日）

12 サービス・契約の終了及び解除について

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- （1）利用者が介護保険施設その他総合事業の対象とならない施設に入所または入院した場合
- （2）利用者について要介護認定が受けられなかった場合または事業対象者に該当しない場合
- （3）利用者が死亡した場合
- （4）その他

①利用者又は家族の非協力など、双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及びサービス提供責任者・訪問介護員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、福知山市福祉保健部高齢者福祉課及び福知山市地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させていただくことがあります。

②以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合、契約を解除いたします。

- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物を向ける、手を払いのける、等）
- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的卑猥な言動、等）
- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為、等）

13 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	3年ごとに実施しています。
実施した直近の年月日	令和1年11月25日
第三者評価機関名	特定非営利活動法人京都府認知症グループホーム協議会
評価結果の開示状況	介護事業所検索サイト(介護サービス情報公表システム)へ掲載、ホームページ上で公開・公表しています。

14 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、インターネット上に開設する事業所のホームページにおいて公開しています。

15 個人情報の保護及び秘密の保持について

- （1）事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び

厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得るものとします。

16 個人情報の利用について

事業所及び事業所の従事者は、利用者及び家族等の個人情報について、守秘義務に徹し、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

記

1 使用目的

- (1) 適切なサービス提供のための情報収集と居宅介護支援事業所の職員及び各居宅サービス事業所の担当職員との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態及び家族等の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 前項の他、居宅サービス事業所又は利用されるその他福祉サービスとの連絡調整が必要な場合。
- (3) 現に介護サービスを利用されている場合で利用者及び家族等が体調を崩し、又は怪我などで病院へ行った時の医師・看護職員等への情報提供を行う場合。

2 使用する条件

- (1) 個人情報の利用にあたっては、使用目的の範囲内で必要最小限の使用に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した場合は、使用した会議、相手方、内容等について記録する。

3 個人情報を提供する事業所等

- (1) 居宅サービス計画に記載されている居宅サービス事業所
- (2) 居宅介護計画に記載されている職員並びに協力者等
- (3) かかりつけ医の所属する病院又は診療所・医院等
- (4) 緊急時に診療を受ける場合の前項以外の病院等
- (5) 福祉事務所・保健所・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等

4 個人情報の内容

- (1) 氏名・住所・健康状態・病歴・家族状況その他一切の利用者及び家族等個人に関する情報
- (2) 認定調査票・主治医意見書・介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- (3) その他の情報

5 使用する期間

- (1) 契約締結日から契約終了日までの期間

6 肖像権の使用

- (1) 写真・映像をパンフレット・ホームページ・社内研修・広報誌・掲示物等に使用

以上

17 重要事項の説明及び年月日

令和 年 月 日

事業者はサービス提供開始にあたり、上記内容について本書面を交付し重要事項及び個人情報の利用に関して利用者に説明を行いました。

事業者 (所在地) 京都府福知山市字内記 48 番地の 7
(法人名) 株式会社 栄光サービスセンター
(代表者) 代表取締役 大槻 真由美 ㊟
(事業所) 株式会社 栄光サービスセンター

(説明者) _____ ㊟

私は、本書面に基づいて重要事項及び個人情報の利用に関する説明を受け、訪問介護相当サービスの提供及び個人情報の使用について同意のうえ本書面を受領しました。

利用者 (住 所) _____
(氏 名) _____ ㊟

*上記署名は、(氏名)
(続柄) _____ が代行しました。

家族の代表(代理人)
(住 所) _____
(氏 名) _____ ㊟
(続 柄) _____